

# 三宅村 議会だより

第10号

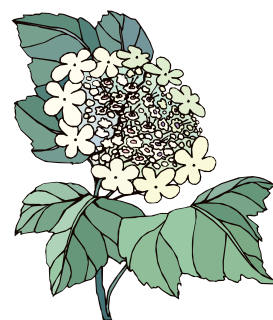
2014.07.02



写真：橘丸（伊豆岬）

## 目次

平成26年度第2回定例会で審議された議案	2
平成26年度第2回定例会 議決結果	2
村政を問う（一般質問）	3
ライブ三宅	8



平成26年度第2回定例会  
(会期：6月10日)で  
審議された議案

**承認第1号**

三宅村税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

税制改正により、軽四輪車及び小型特殊自動車の標準税額を平成27年度分から1・25倍に引き上げ、また平成28年度からは最初の新規検査から13年以上経過した軽四輪車等については標準税率の概ね20%上乗せをする条例の専決処分を承認しました。

**承認第2号**

三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

平成26年度分から、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額をそれぞれ14万円から16万円、12万円から14万円に引き上げ、また国民健康保険税の減額の基準について対象世帯の拡大を行う条例の専決処分を承認しました。

**議案第1号**

三宅村障害者程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

「三宅村障害者程度区分判定等審査会」は、介護給付費等の支援の区分を審査・判定する審査会であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により「三宅村障害者支援区分判定等審査会」と改めることが可決されました。

**議案第2号**

旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更について

旅券に記載された氏名や本籍等の記載事項を訂正する制度が廃止となったため、変更が生じた場合には「記載事項変更旅券」を発行する制度の変更を可決しました。

**議案第3号**

平成26年度三宅村一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ3159万7千円を追加し、総額を4億7971万円とする補正予算を可決しました。主な内容としては、伊ヶ谷ふれあい館の工事や観光宣伝、防災訓練に係る経費等となっております。

**議案第4号**

平成26年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ107万1千円を追加し、総額を3億2220万1千円とする補正予算を可決しました。主な内容としては、宿直に関する人件費や備品費等の増加によるものです。

平成26年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第1号)

**議案第5号**

歳入歳出それぞれ632万8千円を追加し、総額を2億1287万円とする補正予算を可決しました。主な内容としては、簡易水道施設整備工事や阿古排水管布設整備等によるものです。

**議案第6号**

(仮称)多目的施設新築工事請負契約の締結について

三宅村公民館跡地に(仮称)多目的施設の新設工事をするための契約締結を可決しました。

**議案第7号**

三宅村立学校ICT環境整備パソコン等購入契約の締結について

Windows XPのサポート終了等により、小中学校のパソコンの入れ替えを行い、コンピュータやネットワークを利用した分かりやすい授業の実践と学力の定着及び学力向上を図るための契約締結を可決しました。

三宅村立学校ICT環境整備タブレット等購入契約の締結について

**議案第8号**

持ち運び可能な情報機器を児童生徒一人一人に配布し、個々に応じた分かりやすい授業の実践と学力の定着及び学力向上を図るための契約締結を可決しました。

平成26年度第2回定例会 議決結果

議案番号	議案名	審議の賛否						審議結果
		長谷川一也	彦坂明伸	平川大作	長谷川崇	谷寿文	浅沼徳広	
承認第1号	三宅村税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	承認
承認第2号	三宅村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について	○	○	○	○	○	○	承認
議案第1号	三宅村障害者程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	可決
議案第2号	旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更について	○	○	○	○	○	○	可決
議案第3号	平成26年度三宅村一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	可決
議案第4号	平成26年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	可決
議案第5号	平成26年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	可決
議案第6号	(仮称)多目的施設新築工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	可決
議案第7号	三宅村立学校ICT環境整備パソコン等購入契約の締結について	○	○	○	○	○	○	可決
議案第8号	三宅村立学校ICT環境整備タブレット等購入契約の締結について	○	○	○	○	○	○	可決

※表中の記号については○：賛成 ×：反対



# 村政を問う

～ 四人の議員が一般質問～

浅沼 徳広  
議員



問 一、巡り神輿について

三宅島の巡り神輿は東京家政学院大学の西海教授はじめ多数の方々の御尽力により東京都の無形民俗文化財にめめたく指定されたことは皆さんご存知の通りです。同教授によればこのような祭りは三宅島独特のもので日本全国他の地域にはないそうです。ですからもしこの祭りが国の無形文化財に指定されれば三宅島にとつてこんな喜ばしいこととはないし、夏の有力な観光資源になることは間違いありません。西海教授もそのために働いてくれると言っております。ですから同教授が動きやすいように三宅島からも行動を起こすべきではないかと思えます。何年かかるかわかりませんが、教授が現役中に登録できるようにするため、また、三宅島に観光客を一人でも多く呼ぶためにもすぐ行動を起こすべきと考えが村の考え方を伺います。

答 教育課長

富賀神社の巡り神輿について

では神輿が村間で渡され巡るといふ全国でも珍らしい形態が評価され平成24年3月に無形民俗文化財、風俗習慣として東京都の指定を受けたところです。ご質問の文化庁で行う国の指定でございますが、すでに昭和57年に三宅島の神事の一つとして文化庁から記録作成等の処置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されております。この次の段階として重要無形民俗文化財の指定としてはこの全国でも極めて特異な形態として高く評価されております。三宅島の旧五ヶ村間で受け渡され各村の鎮守に一泊しながら島内巡行するというこの形態を維持して行くことが最も重要だと考えております。都教育庁の文化財保護担当の学芸員からも文化庁に対して直接的に働きかけるのではなく維持と継承の地味な活動の積み重ねが大切だというアドバイスをいただいております。今後とも都文化財保護理事委員の西海教授をはじめ都教育庁地域教育支援部の文化財保護係等関係機関からの助言をいただきながら国の指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

問 二、交通公園海側の道路について

この道路は大きな台風が来るごとに波による浸食が進んで

ているようです。これは湯の浜港から前ヶ浜へ行く道路ですが、今はこの道路がなくても交通公園側から行けるので道路としてはなくても問題ないと思うが、このまま放置するといずれ交通公園に影響するのではないかと心配している住民がおります。海岸の浸食については東京都の所轄だろうから三宅支庁に話をもちかけてもらいたい、そしてその結果をお知らせ願います。

答 総務課長

現地を確認したところ、今後交通公園の進入路が波に浸食される可能性が考えられることから、三宅支庁の所轄する部署に一度現地を確認していただき、浸食防止に必要な対策を要望してまいりたいと考えております。

平川 大作  
議員



問 1. 保育園の入所について

入園を希望する人から寄せられた声は、  
○お話し保育を入園決定前にしてほしい。  
○入園条件の中に、集団生活に幼いうちから慣らせるためという条項を入れてほしい。  
○希望する人が入れるようにしてほしい。  
などが寄せられています。

入園希望者の父兄の状況に合わせた個別の対応が必要ではないか。柔軟性を持って対応していただきたい。  
問題がどこにあると認識しているか。

答 生活住民課長

保育園は本来、保護者が就労や病気等により家庭での保育に欠ける児童を保護者に代わって保育する施設です。従いまして集団生活に慣れさせたいから単に希望するということでは入所できないこととなっております。本村では定員に空きがある場合や小学校就学直前の5歳児は特別に受け入れるなど柔軟に対応している。保育園の本来の機能や村のとの対応等、保護者の方の考えにずれがあったのではないかと考えています。村としてできる対応をしてみたい。

再 現在定員は何名か。

答 村民生活課長

三宅保育園の定員は4、5歳児が30人、3歳児が18人、2歳児が6人、1歳児が6人、合計60人。

再 現在の園児数は。

答 村民生活課長

現在の入所の児童数は5歳児が18人、4歳児が13人、3歳児が13人、2歳児が5人、1歳児が4人合計53人。

再 定員数に達していないということですね。特殊な仕事の中で奥さんが旦那さんのお手伝いをしなければいけないというような仕事の場合、補助をしているということとでは私は働いているという認識を持たれるべきではないかと思うが。

答 村民生活課長

入所に関しましては優先順位がございます。一番優先順位が高いのは保護者が昼間、外で毎日働いているということが一番優先順位が高くなる訳です。

再 居室等で何らかの仕事をしていると優先順位が下がってくる。

再 保育士が増えたら定員数は。

答 村民生活課長

現在60人のところ53人で運営している。これは、保育士が現在のところ、2人不足している状況によるものと考えております。保育士が確保できればこういった方々も入所の対象になる。

再 保育士があと2名採用できた場合は。

答 村民生活課長

現在入所待ちは12人で53人に12人足しますと65人という

ことになります。この程度は受け入れ可能ではないかと今のところは考えております。

**再** 保育士の採用に全力で臨んで欲しい。

**答** 村民生活課長

保育士の確保に全力で努力してまいります。

**問** 2. 人材の確保について

三宅島医療技術者等就労促進資金貸付条例という他島に前例のない条例を制定され、人材確保に道を開いたということは私も認識しています。が、さらなる努力を期待したい。イベントに職員を派遣しブースを設け、不足している看護師、保育士等を募集したらどうか、今後どう対応されるか。

**答** 総務課長

不足する職種は専門職で平成25年度は人工透析導入と育児休業の取得者があったことから看護師と保育士、保健師に不足が生じました。またご提言のイベント等を活用した求人も今後検討します。

看護師につきましては充足し保育士についても今月採用試験を予定しております。今後人材確保に向けさらなる工夫、努力をします。

**再** 私は、この人材確保にとどまらず全体的なものを

複合的なものにして行くこと、全部が円でつながるようなイベントの連携を取って行くためにも職員の派遣が必要だと思えますし、システム作りが短期間でできるような全力を尽くして欲しい。

**答** 総務課長

イベントにつきましては島外、島内さまざまにございまして、それをどのように活用していくのかについては今後、検討してまいります。

**問** 3. IP電話について

使用率を上げていくべきです。提案ですが、この仕事の専門の職員を置くべきではないかと考えます。使い方のわからない人には教える体制が必要で、このIPを利用した見守り事業は素晴らしい事業です。さらなる充実を図っていただきたい。

**答** 総務課長

制約のある担当職員に代わって研修を受けた指導員に委託し、各出張所等での説明会をはじめ、依頼のあるお宅に個別訪問を行っております。今後は委託している指導員をさらに活用ができるようPRに努めます。今年度からIP告知端末をより一層活用して

いただけるよう新たに定期船の朝の就航と飛行機3便の運航情報の配信も開始しました。

**再** きめ細かい対応で臨んでいただけるように指導員の方にも指導していただければと思います。

**問** 4. 三宅島大学について

この三宅島大学の成果、教訓をどのように総括されているのか。

**答** 総務課長

三宅島の多様な地域資源を再発見、再構築することを目的としてスタートしました。今後は三宅島大学の成果が島内における文化活動の一部となることを期待しております。

**再** これは人材の掘り起しにもつながると思うんです。

このノウハウを生かし、交流人口を増やすためにも島外に向けた発信も必要ではないか。

**答** 総務課長

自分たちが文化の発信に努めていただきたい。村が引張る3年間はもう終わった。これを活用して何かを仕向けていくことについては後押しはしていきたい。

**再** 住民には住民の行動範囲

行政には行政の行動範囲があるかと思えます。行政は行政として動ける範囲を動いていただく、そのためには企画課でこういう物をどう活用して行くのか。今後の姿勢は。

**答** 総務課長

このようなことがしたい、こうだよ、ということがあれば、担当課あるいは企画の方で後押しをして文化活動の推進を担って行く。そちらへ動くことを期待している。

**再** これを利用した次のプロジェクトは考えていないのか。

**答** 総務課長

今、現在はこの様なプロジェクトにお金を出してこれを進めることは考えていない。

**再** 提案作りができるような状況作りをしてほしい。

**答** 総務課長

各委員会等の統括の方も企画の方でしております。100人先生のデータ、女将さんポスターが今後どのように活用できるのかというところは提言して、活用できるところは活用できる形と、それに携わった人たちが積極的に活動できる場のご協力もさせていただきます。

**問** 5. 村の施設について

体育館の軒天のコンクリートの爆裂、住宅のボイラー室の囲い、職員住宅のサイディングの塗装等かなり傷んでいます。早急に何らかの手立てが必要です。今後の対応は。

**答** 総務課長

所管課により安全対策を講ずると共に、施設が長期利用できるよう維持管理をします。予算の関係もあり一度に補修等行うことができないことから優先順位をつけて随時、修繕を行っている。本年度は旧坪田診療所の耐震診断を予定しています。今後定期的な点検を行い、施設内維持管理に努めます。

**再** 工事は、危険の高い物を優先順位に挙げていただくという事は可能なのか。

**答** 総務課長

各担当課に再度調査依頼をして確認を取って危険が有るようであれば早急な手当てが必要かと考えていますので調査に努めます。

**問** 6. 公衆便所の設置について

島民の方から交通公園にトイレが欲しい、椅子の設置やテーブルの設置の要望も届いています。このトイレについては全体を見ていただきたい。どのように対応されるか。

**答** 地域整備課長

東京都に問い合わせをしましたところ、来年度、計画があると聞いていますので、早期事業の実施について要望してまいります。要望等があれば調査してまいります。



**答** 総務課長

交通公園の椅子テーブル等の設置につきましては要望の状況等を含めて必要であれば調査してまいります。

**再** もっと使っていたら、はじめに椅子等の整備も必要ではないかと考えます。ぜひ前向きに検討していただきたい。

**答** 総務課長

活用面を含めて要望、調査が必要かなと思っておりますので検討してまいります。

彦坂 明伸  
議員



**問** 災害における「タイムライン」について

災害には、事前に予知できるものと予知が困難なものがあります。事前に予知ができる災害の一つとして毎年これから秋シーズンにかけて発生する台風があります。そこでこの台風に関して、その事前対策として最近盛んに「タイムライン」という言葉をよく耳にいたします。この言葉が最初に使われたのは、アメリカ合衆国でメキシコ湾から上陸するハリケーンにおいて毎年繰り返し返される台風被害に対して、気象レーダー等で予

想される進路や規模等を事前に把握して、5日前や3日前から情報、災害対策システムや避難対策等について日ごとに準備を進めることであります。この対策以前は多数の人的被害がありました。この「タイムライン」を整備したことにより人的被害は、ほぼなくなりました。最近の気象予測では今年もエルニーニョ現象による影響等で本土に上陸する台風は例年よりも多くなると予想されております。またこの程、過去の災害による人的被害の発生を鑑みて内閣府は従来の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を見直し、市町村が発令する避難勧告等について、空振りを恐れず早めに出すことを基本とした試行ではあります。新ガイドラインを公表しております。本村においては避難等事前の対応を図っておりますが、島民の生命・財産を守る見地と確認を兼ねて災害における「タイムライン」についてどのように考えているのか伺います。

**答** 総務課長

現在、台風接近時には数日前から島内関係機関に対して気象庁より説明会が開催され最新の情報提供を受けております。その後の村及び関係機関の行動計画につきましては台風の規模等により随時、村・支庁・三宅島警察署・火

山防災連絡事務所4者を中心とした調整会議で決定し情報を共有しております。このことが三宅村の「タイムライン」に匹敵するものと考えております。現在村では住民の安全安心を最優先に考え防災無線やIP端末を活用し、さまざまな情報の配信・防災対応策の呼びかけを行っているほか避難所の開設等早めの対応策をとっていることから現時点において新たに「タイムライン」を策定することには当面は考えておりません。なお、今後、地域防災計画の見直しやマニュアル作成にあたっては関係機関とも協議し「タイムライン」の考え方も視野に入れて、より実践的なものとしていきたいと思っております。

**再** 昨年度大被害を被った大島町では避難勧告等が夜中になったことに対して、この「タイムライン」の推進を図っている旨を聞いております。そこで市町村が出す避難勧告等における空振りについて村はどのように考えているのか再度伺います。

**答** 総務課長

大島町の災害の後に三宅村では土砂災害に対する行動指針がなかったことで、あれを基に土砂災害に対する行動指針を策定して、これも「タイムライン」の中に生かされて

いるものと思っております。その中で状況にも異なりますが基本的な雨量によって、どの段階で避難指示勧告や避難指示等、分けた形で指示伝達の基準を決めていますので、より安全な方向での決定となっております。このことから三宅村では避難指示・勧告について空振りに関しては何らちゅうちょせず早めに出していきたいと考えております。

**問** 処方について

現在本村での処方については患者等の意向により院内院外での双方で行われております。近年、診療機関は医薬分業の問題が取り沙汰されており、厚生労働省も診療機関は診療を主とする旨の指針を打ち出してあります。このことから診療機関において薬剤師等有資格者の確保や薬の発注を含めた維持管理等一連の課題を踏まえ、総合的な見地から村は処方についてどのように考えているのか伺います。

**答** 医療担当課長

厚生労働省では患者が自ら選択した掛かり付け薬局で調剤することにより、複数の診療機関からの薬の重複を防ぐほか、適切な服薬指導を行うことにより医薬品の適正かつ効率的な仕様を目指して医薬分業を推進しているところがあります。本村唯一の医療機関である中央診療所におきましても院内処方を積極的に推進しているところであり、患者自身が島外2院内薬局に加え本年4月新たに開局された島内1院内薬局の合計3薬局から選択しているところでもあります。その結果、医薬分業率は全体の処方箋に対する院外薬局への処方箋の枚数の割合であります。中央診療所におきましては休日・夜間等の急患対応のほか、入院患者用の医薬品を一定量は確保しておく必要がありますが、今後も医薬分業につきまして推進していきたいと考えております。

**答** 医療担当課長

厚生労働省も指針の中では5割前後といっておりますが、地域によっては異なるのではないかと考えます。過疎地域では有資格者の確保やその他薬の維持管理等含めた負担を考えた場合に院外を増やした方がよいのではないかと考えますがこの点について伺います。

院外薬局への処方につきましては今後も推進していく訳ですが一方、災害時、また入院・急患等の対応のための一

定量の医薬品は院内に確保しておく必要もありますが今後、尚一層推進していきたいと考えております。

**再** 全国的な傾向でありますジェネリック医薬品の導入による医療費の抑制を図ることについてどのように考えているか伺います。

**答** 医療担当課長

ジェネリック医薬品につきましては厚生労働省におきましても患者負担の軽減及び医療保険財政の改善につながることから普及に努めているところであり、処方箋の様式は2008年から変更になりました。従来は後発医薬品、いわゆるジェネリックへの変更が可能な場合に医師が署名する書式から後発医薬品への変更が認められない場合のみ備考欄へ医師が署名するよう、書式が変更になっていくところがあります。ジェネリック医薬品は種類が多いことから在庫を多く抱えないためにも院内薬局では限られた医薬品のみ扱っているところであり、多くは院外薬局で取り扱っていただいております。現在院内、島内の院外薬局におきますジェネリック医薬品の比率は約46%となっており、患者の負担軽減あるいは保険医療財政改善のためにも、今後とも積極的にジェネリック医薬品の普及

に努めていきたいと考えております。



長谷川 一也 議員

**問** 1. 子育て支援対策  
△子ども・子育て支援制度への対応について

子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼす保育の質については、まずは、一番の担い手である保育士の専門性等の向上が必要であると考えます。特に多様化する家族問題への対応、保護者の方々に対する支援、障害をもつ子どもの受け入れなど、保育の担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上が求められるとされます。また、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置等の在り方の検討や、質の底上げなど、すべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育制度全体を念頭にいただいた「質」の向上を考えていく必要があると考えます。子どもは三宅の宝であり、将来のわが国の担い手の育成の基礎となるものであるという観点から、以下の点について見解を伺います。

(1) 新しい保育制度が平成27年4月から本格施行されま

す。新制度導入により三宅村の子育て支援施策がどのように変わるのか。

**答** 村民生活課長

議員ご指摘のように平成27年4月から子ども子育て支援制度がスタートします。主な内容については幼稚園と保育所の良さを合わせもつ認定子ども園の普及や子育て相談、一時預かりの場の充実、保育ママや小規模保育などにより受け入れ人数を増やすことなどとなっております。これらのことを踏まえまして村では本年度委員会を設置し同制度に係わる計画の策定を予定しているところと見られます。三宅村の子育てに係わる支援・政策につきましては計画を策定するなかで検討することとしていくところと見られます。

(2) 新たな制度を構築するため、保護者や現場職員の声をどのように把握していくのか。

**答** 村民生活課長

本年度委員会を設置し計画の策定を予定しています。その際には保護者や子育てに係る方々の意見を聞きながら策定していきたいと考えています。

**再** 具体的に保育士の資格制度がそのまま残るのか、新たな資格制度ができるのか、伺います。

**答** 村民生活課長

国の情報を見てもみますと保育士が不足している状況であるということ、保育士は業務に係わるわけですが、それプラス補助員的な、保育士の資格はないですが子育てを経験している方々に補助役を担っていただくようなことも考えているようです。ただ、現時点では確定の情報がありませんが、情報収集しながら考えていきたいと思っております。

**問** 2. 人口減少対策  
△人口減少問題について

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計によれば、日本の総人口は2010（平成22）年に1億2800万人であった人口が、2048（平成60）年には9900万人と1億人を切るとう推計されています。三宅村においても2035（平成47）年には、三宅村の総人口は2000人を切り、1989人と推計されております。現実的に、人口減少に伴って地域の社会機構や環境が変わっていくこととどのように対処していくかということが大きな問題となつてまいります。三宅村の将来ビジョンを描く際に、まず把握しておかなければいけないのは人口動態であるといわれます。そこで、以下の点について見解を伺います。

**答** 総務課長

(1) 三宅村は人口減少の地域別・世代別・老年・生産・年少別人口流出状況の把握や、5年後、10年後における三宅村の分析をどのように行っているのか。

将来人口ですが、第五次三宅村総合計画に記載のとおり過去5年間の住民基本台帳の人口に基づき、平成29年には2640人、平成33年には2607人になると見込まれ、現在より100人程度減少することが予想され、特に15歳から64歳の就労人口が毎年20人程度減少していくと想定しております。

**再** 課長からあったように五次計画に出ています。人口問題研究所の統計はまず間違いないので、五次計画に載っている人口統計がどうなのか、色々な見方があると思えますが、今後どのように把握していくのかあらためて伺います。

**答** 総務課長

第五次三宅村総合計画のなかでは、今後事業を実施していき人口増加にしていける事業も盛り込まれてあるかと思えますが、その辺りがはっきりしてこないなかでは今までのデータに基づいた人口減少傾向のラインをとっていかざるを得ないのかと思っております。



す。これを解消するにあたっては例えば企業誘致をするなどいろいろなことを考えて就業人口を増やすことを考えていかなければならないと思っています。しかしどのような仕事が適しているのかなのかというところを村の方でも各委員会でも検討していますので、その意見が事業に反映していくような三宅村の総合計画が作れば人口の減少に歯止めがかかっていくのかと思っ

(2)「若者が定住する促進対策」、「雇用創出を図るための企業誘致」、「子育て支援」、「少子化対策」、「生活環境の整備」、「高齢者対策」等、各対応策の検討をどのように行っているのか。

答 総務課長

各対応策の検討ですが、基本的には総合計画のなかに添付されている実施計画に基づいて各課で毎年見直しを行っていくのが村のスタンスとなっております。また、現在村おこし推進委員会を定期的に開催しさまざまな角度から村の問題点等の議論がされ意見をいただいていますので、今後その意見を各課にフィードバックして見直し等の材料にしていければと考えています。

再

人口減少を止めていくことが全ての対策につながることで、これは日本全体的な問題であると思いますが、特に離島や過疎地域は深刻なところでは経済を立て直すこと、三宅島の課題は税収を上げること自己財源を作っていくことが最終的な目標である訳です。島内の商工業者をはじめ民間業者の皆さまが利益を上げて税金を納める対策を取っていかねばならないと考えます。今の島内の商工業者を見ますと大変厳しい状況にあり、税金を納めているのは30%程度です。日本全体の96%が中小零細企業で4%が大企業というのが日本経済の実態です。そのなかで日本全体の30%弱しか税金を納めていないのが現状です。三宅島においても島内商工業者を中心に厳しい状況にあるので、三宅村としてどのように取り組むのか、一番難しいところですがあらためて伺います。

答 総務課長

村が豊かになるには商店等全てが活気づかなければならないということ、委員会の中で話題になっているのは若者の定住促進対策についてどうなのかということ、いろいろな議論をしています。定住人口を増やすためには仕事と住居の確保が必要不可欠な条件

だという意見が出ており、島内にはどのような業種があり必要とされているのか、あるいは労働力がどのようなものかを分析しているところでは、企業誘致についても住居確保が必要という考えがありまして、空き家バンクのさらなる充実や空き家民宿等の活用の検討等を行っています。子育て支援等につきましても旧阿古保育園を活用した支援事業を実施して、少子化対策については婚活事業を継続して実施していく形で話が進んできています。まずは島に人を呼んで仕事を体験してもらおうシステムが必要ではないかという意見がまとまりつつありますので、これに関して各課に意見をふってできるだけ島の遊休施設等を有効に活用して、Ｉターン等により島の産業に従事させて経験させることを考えています。

答 村長

人口問題につきましては全国的な問題でこの自治体も苦しんでおります。歯止めはかけられないのが実態だと思います。しかし全国的には離島にしても陸続きでも成功しているところもあります。そのような事例に対し職員が行って肌で感じるような研修も必要だと思っております。観光立島についてはジオパークも進めていますし、観光資源として噴火を観光振興課で構想

を練っているところでは、すぐに形になるのは難しいと思いますが、火山ガスの放出量も減っていることから精神的に取り組んでいきたいと思っています。

再

商工会でもマリンスコアレという夏のイベントを実施し、毎年会場を設営して20年も繰り返してきました。船客待合所の周辺でイベント広場があれば設備費等が掛からない訳ですから、ぜひお願いしたいと思います。また、スポーツ立島としては現在、坪田中学校体育館にあれば、のクライミングの整備をしているわけです。このスポーツ立島としての取り組みについてはどのように考えられているのか伺います。

答 村長

スポーツ立島については全協等でも以前に取り上げられていて総合グラウンドがまず浮かんでくるわけですが、これも、総合計画の中には含まれていないので、それを少し前倒しにしていこうという考えは全協で話した通りです。クライミングについてはブームが過ぎない内にいろいろな大会を催して人寄せをしようという考え方もしています。グラウンド等で大学の合宿と良いかわれていますが、運動については心肺機能をだいたい使っているので、その辺の裏付けがな

いとどうぞ来て下さいと言いくいところがあります。村としては専門家会議の裏付けを取れるようにしたらサイクルロードレース等も復活したいという考えも持っています。

再

島内一円を回るサイクルロードレースやフルマラソン等のいろいろな取り組みができると思いますので、よろしくお願したいと思います。先ほどの人口減少のなかで同研究所の発表によれば、全国約1800自治体のうち、2040年までに523自治体は消滅の可能性が高いと公表しています。東京都で消滅する可能性のある自治体は、豊島区、日の出町、檜原村、奥多摩町。島しょ部においては、三宅村と小笠原村を除く全域に消滅の可能性が高いとしており、三宅村は消滅しないとの明確なデータも公表されております。なぜかという結婚適齢期で20歳から39歳までの女性の減少率が三宅村は将来にわたって25%ぐらいたらうということ、他島は50%を超えるというデータもありますので、少し明るいデータもあることをご報告いたします。

その他の質問事項

- 災害対策（災害発生時の電力確保について）
- 復興対策（仮称「三宅島復興会議」の設置について）

日  
に  
ち  
平  
成  
2  
6  
年  
5  
月  
2  
0  
日  
場  
所  
三  
池  
港

三宅村立三宅中学校3年生の皆さん



か  
め  
り  
あ  
丸  
で  
行  
く  
思  
い  
出  
の  
修  
学  
旅  
行

ライブニ六七

初夏の植物

テリハノイバラ



スカシユリ



ガクアジサイ



シイノトモシビダケ



パッションフルーツ



ハイビスカス



コラム

交通アクセスの変化を観光の転機に！

当協会は、本島における観光推進の機関として、必要な事業を三宅村や東京都等の関係団体及び地域の皆様からのご支援をいただきながら運営しております（一昨年7月には法人化）。

4・5月における船・飛行機の定期便の合計乗降客数は、僅かではありますが、2カ月続けて前年同月を上回る数字となっております。4月2日から運航開始した新中央航空の寄与が大きい訳ですが、首都圏からの交通アクセスの変化はヒトだけでなく、モノの動きにも影響を与えるものと、6月から就航の「橘丸」にも期待するところです。

われわれ観光産業に携わる者としては、この変化を活用して行かなければなりません。当協会としては、一人でも多くの観光客の来島を目標に、リピーター客や一般観光客等ターゲットを絞り、より具体的な戦略で部会毎に取り組んでおります。例えば、フィッシング部会の立ち上げ、大手旅行会社への個人型商品の造成営業及び島内受け入れ態勢の整備等です。

また、一方では、後継者対策等中期的な課題にも関係機関と議論を進めなくてはならないと考えております。

三宅村議会をはじめ皆様には、引き続き観光振興策での当協会へのご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

一般社団法人 三宅島観光協会

会長 浅沼 徹哉

次回の定例会は9月を予定しています。

開催日は島内掲示板及び村ホームページにてお知らせしますので、皆様の傍聴をお待ちしております。

議会に対するご意見、ご要望がありましたらお寄せください。

編集委員 平川大作 彦坂明伸 長谷川一也

お問合せ先

発行：三宅村議会  
住所：東京都三宅島三宅村阿古497番地  
電話：04994-5-0956  
担当：議会事務局 曾我部・丹